資 料 1

H29.5.18

千曲川・犀川減災対策協議会

千曲川・犀川減災対策協議会規約の改正について

- 1. 減災対策協議会構成機関の見直し(第3条別表1)
 - 組織名称等変更により、次の通り変更する。
 - 1) オブザーバー
 - ① 東京電力

(変更前) 東京電力パワーグリッド株式会社

(変更後) 東京電力ホールディングス株式会社 リニューアブルパワー・カンパニー

2. 改正(案)

別紙のとおり

【改正(案)】

千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」 という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、千曲川・犀川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は 連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現する ために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作 成し、共有する。
 - 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同 点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によって は、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、 公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所(防災情報課)が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年 5月18日から施行する。

別表-1

機 関 名	代表者		
長 野 市	市長		
松本市	市長		
上田市	市長		
須 坂 市	市長		
中 野 市	市長		
大 町 市	市長		
飯 山 市	市長		
千 曲 市	市長		
安曇野市	市長		
生 坂 村	村長		
池 田 町	町 長		
松川村	村長		
坂 城 町	町 長		
小 布 施 町	町 長		
木島平村	村長		
野 沢 温 泉 村	村長		
栄 村	村長		
長野地方気象台	気 象 台 長		
長野県 危機管理部 危機管理防災課	危機管理防災課長		
長野県 建設部 河川課	河 川 課 長		
北陸地方整備局 大町ダム管理所	管 理 所 長		
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	事務所長		
 「オブザーバー]			
東京電力ホールディングス株式会社リニューアブルパワー・カンパニー	事業所長		
NHK長野放送局	放送部長		
信越放送株式会社	報道部長		
株式会社長野放送	報道部長		
株式会社テレビ信州	報道部長		
長野朝日放送株式会社	報道部長		
長野県 警察本部 警備部 警備第二課	警備第二課長		
陸上自衛隊 松本駐屯地 第 13 普通科連隊	第 2 科 長		
	त्र 2 1 1 12		

別表-2

	機 関	名	幹	事	名	
長 野 ī	ī ī		危機管	理防災	泛課長	
松本	त्तं		消	防防災	፟ 課 長	
上田市	त्तं		危機管	理防災	後課 長	
須 坂 ፣	ក		警	防	課 長	
中 野 ī	ក		危	機管理	里課 長	
大 町 ī	ក		消	防防災	፟ 課 長	
飯 山 ī	ក		危機管	理防災	と課長	
千曲 ī	ក		危機管	理防災	泛課 長	
安曇野市	ក		危	機管理	里課 長	
生坂	र्ग		総	務	課 長	
池田	Ţ		総	務	課 長	
松川	र्ग		総	務	課 長	
坂 城 ほ	Ţ		建	設	課 長	
小布施	Ţ		総	務	課 長	
木島平	र्ग		総	務	課 長	
野沢温泉	र्ग		総	務	課 長	
栄	र्ग		総	務	課 長	
長野地方気象	ì		防	災 管	理 官	
長野県 危機	管理部 危機管	理防災課	防	災(係 長	
長野県 建設	祁 河川課		企	画	幹	
北陸地方整備原	昂 大町ダム管	理所	管	理(係 長	
北陸地方整備/	予 一十曲川河川	事務所	副	所 長	(技)	

千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

(名称)

第1条 この会議は、「千曲川・犀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」 という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、千曲川・犀川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

- 第4条 協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
 - 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
 - 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現する ために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作 成し、共有する。
 - 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同 点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

- 第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によって は、協議会に諮り、非公開とすることができる。
- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、 公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、北陸地方整備局千曲川河川事務所(防災情報課)が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 8 月4日から施行する。

別表-1

機関名	代 表 者
長 野 市	市長
松本市	市長
上田市	市長
須 坂 市	市長
中野市	市長
大 町 市	市長
飯山市	市長
千 曲 市	市長
安曇野市	市長
生 坂 村	村長
池 田 町	町 長
松川村	村長
坂 城 町	町 長
小 布 施 町	町 長
木島平村	村長
野 沢 温 泉 村	村長
栄 村	村長
長野地方気象台	気 象 台 長
長野県 危機管理部 危機管理防災課	危機管理防災課長
長野県 建設部 河川課	河 川 課 長
北陸地方整備局 大町ダム管理所	管 理 所 長
北陸地方整備局 千曲川河川事務所	事務所長
[オブザーバー]	
東京電カパワーグリッド(株)松本電カ所	電 力 所 長
NHK長野放送局	放 送 部 長
信越放送株式会社	報 道 部 長
株式会社長野放送	報 道 部 長
株式会社テレビ信州	報 道 部 長
長野朝日放送株式会社	報 道 部 長
長野県 警察本部 警備部 警備第二課	警備第二課長
陸上自衛隊 松本駐屯地 第 13 普通科連隊	第 2 科 長

別表-2

	機 関 名	幹 事 名
長 野 市		危機管理防災課長
松本市		消防防災課長
上田市		危機管理防災課長
須 坂 市		警 防 課 長
中 野 市		危機管理課長
大 町 市		消防防災課長
飯 山 市		危機管理防災課長
千 曲 市		危機管理防災課長
安曇野市		危機管理課長
生 坂 村		総務課長
池 田 町		総務課長
松川村		総務課長
坂 城 町		建設課長
小 布 施 町		総務課長
木島平村		総務課長
野沢温泉村		総務課長
栄村		総務課長
長野地方気象台		防災管理官
長野県 危機管理	里部 危機管理防災 課	防災係長
長野県 建設部	河川課	企 画 幹
北陸地方整備局	大町ダム管理所	管 理 係 長
北陸地方整備局	千曲川河川事務所	副 所 長(技)